

医療福祉費支給制限所得基準表（ひとり親家庭）

下記の表に掲げる各所得確認者について、所得額が基準額未満の場合にマル福を受給できます。

所得判定対象者	本人(母子家庭の母子/父子家庭の父子)		扶養義務者(☆)
扶養親族等数	所得基準額 (* 1)	扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数(* 2)	
		1人	2人
0人	3,016千円		
1人	3,396千円	3,496千円	
2人	3,776千円	3,876千円	3,976千円
3人	4,156千円	4,256千円	4,356千円
			10,000千円

- (* 1) 控除対象配偶者・扶養親族等 1 人につき 380千円加算
- (* 2) 老人配偶者・扶養親族等 1 人につきさらに 100千円加算
- 特定扶養親族があるときは、特定扶養親族 1 人につきさらに 250千円加算

受給判定の際に、一律で80,000円の定額控除が認められます。

定額控除の他に医療費控除、障害者控除、特別障害者控除、ひとり親控除などが認められる場合があります。

事由発生日・転入日が1～6月の場合は前々年中の所得、7～12月の場合は前年中の所得で判定を行います。

☆扶養義務者：生計をともにする直系血族及び兄弟姉妹をいいます。